第８号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（貸切バス車両）

（2025年度）

2026年6月20日

住　　所　堺市堺区竜神橋町1-2-1

事業者名　南海バス株式会社
代表者名　取締役社長　鈴木　一明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５に基づき、移動等円滑化取組状況について報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　貸切バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる貸切バス車両	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ノンステップバス	今年度については導入予定はないが、今後導入を推進する	2025年度１両導入

②　貸切バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
マニュアルの設定及び運用	「運転営業係必携」に記載の「車いす乗車旅客の取扱い」を運用する。	全従業員が運転営業係必携を所持

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子での利用方法について	車いすでバスをりようしたことのないお客さまのために、乗降方法をウェブサイトの更新を図る。	弊社ウェブサイトに乗車方法を掲載

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
優先座席の可視化	優先座席にピクトグラムを表示した生地を用いて、優先座席の可視化を図る。	新造車両に適用済み

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
監督者・乗務員の技術向上	・乗務員研修会における車いす操作方法についての実技指導を実施。	研修会における実技指導を実施

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての貸切バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
固定方法の周知	車いす及びベビーカーの固定方法について車内ステッカーを貼付。	利用可能車両に貼付。

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善・指導に活用している。

（３）報告書の公表方法

弊社ウエブサイトにて掲出。

（４）その他

特になし。

Ⅱ　貸切バス車両の移動等円滑化の達成状況

（2026年3月31日現在）

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				
	計	ノンステップバスの車両数	リフト付きバスの車両数	スロープ付きバスの車両数	その他の車両数
前年度車両数	18	2	0	16	0
年度末車両数	17	3	0	14	0

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
（２）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50％以上所有しているか、又は自社に対し50％以上出資している中小企業者である。	○

（第８号様式）

注１．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

２．ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

３．リフト付きバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているリフト付きバス車両の合計数を記入すること。

４．スロープ付きバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているスロープ付きバス車両の合計数を記入すること。

５．その他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両のうち、２、３及び４に該当しない車両を記入すること。

６．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

７．「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

８．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。